

13 情報・通信・コミュニケーション

1 点字郵便物及び特定録音物等郵便物（第四種郵便物（開封））

1. 内容

点字郵便物は、点字のみを掲げたものを内容とするものです。特定録音物等郵便物は、盲人用の録音物または点字用紙を内容とする郵便物で、当社が指定する施設から差し出し、またはこれらの施設にあてて差し出されるものに限ります。

2. 差出

開封とし、郵便物の表面の左上部（横に長いものにあつては、右上部）に「点字用郵便」の文字を明瞭に記載するものとします。点字図書館、点字出版施設等の日本郵便株式会社が指定した施設から差し出される特定録音物等郵便物にはその外部にその施設の名称および所在地を記入していただきます。

3. 料金

3kg 以内無料

4. 根拠法令等

内国郵便約款、料金表

2 点字ゆうパック及び聴覚障がい者用ゆうパック

1. 内容

点字図書などを内容とするもの(点字ゆうパック)、聴覚障がい者用ビデオテープ等を内容とし、聴覚障がい者と当社が指定する施設との間で利用されるもの(聴覚障がい者用ゆうパック)に限ります。

2. 差出

差し出しの際は、次のいずれかの方法により、内容品が確認できるようにしてください。

- 封筒又は袋の納入口などの一部を開く。
- 内容品の大部分を透視できるよう、包装の外部に無色透明の部分設ける。
- 内容品の見本を郵便局の窓口で提示する。
大きさは、長辺+短辺+厚さ=170cm 以内、重量 30kg 以内です。表面の見やすいところに、次の区分に従い、それぞれの内容を示す文字を明瞭に記載してください。
- 「点字ゆうパック」
- 施設から差し出されるもの「聴覚障がい者用ゆうパック」ならびに施設の名称及び所在地
- 施設にあてて差し出されるもの「聴覚障がい者用ゆうパック」

3. 料金

サイズ	60 サイズ	80 サイズ	100 サイズ	120 サイズ	140 サイズ	160 サイズ	170 サイズ
運賃	100 円	210 円	320 円	420 円	520 円	630 円	730 円

4. 根拠法令等

ゆうパック約款点字ゆうパック運賃料金表、聴覚障がい者用ゆうパック運賃料金表

3 心身障がい者用低料第三種郵便物(承認を受けた定期刊行物・開封)

1. 内容

心身障がい者団体の発行する定期刊行物を内容とし、発行人から差し出されるもの

2. 差出

事前に承認が必要です。

3. 料金

	50g 以内	さらに 50g ごとに(上限 1kg 以内)
毎月 3 回以上 発行する新聞紙	8円	+3円
その他のもの	15円	+5円

4. 根拠法令等

内国郵便約款 29 条、30 条、料金表

4 心身障がい者用ゆうメール

1. 内容

障がいのある方の福祉の増進を図るために、当社に届け出のあった図書館と障がいのある方との間で図書を閲覧するために発受することができるサービスです。

2. 差出

図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館であつて、当社に届け出たものと、身体に重度の障がいのある方または知的障がいの程度が重い方との間で、図書の閲覧のために発受するものに限ります。図書館から差し出されるものは、その図書館の所在地の集配郵便局またはその郵便局の配達受持区域内にある郵便局であつて支社が指定した郵便局に差し出していただきます。差し出しの際は、次のいずれかの方法により、内容品が確認できるようにしてください。

- 封筒または袋の納入口などの一部を開く。
- 内容品の大部分を透視できるよう、包装の外部に無色透明の部分設ける。
- 内容品の見本を郵便局の窓口で提示する。
大きさは、長さ、幅および厚さの合計が 170cm 以内、重量 30kg 以内です。
外装の見やすいところに、次の区分にしたがい、それぞれ

次に掲げる事項を明瞭に記載してください。

- 図書館から差し出されるもの「図書館用ゆうメール」の文字ならびに図書館の名称および所在地
- 図書館にあてて差し出されるもの「図書館用ゆうメール」の文字

3. 料 金

重量	150g 以内	250g 以内	500g 以内	1kg 以内	2kg 以内	3kg 以内
運賃	92円	110円	150円	180円	230円	310円

4. 根拠法令等

ゆうパケット約款心身障がい者用ゆうメール運賃料金表

5 青い鳥郵便葉書(無償配布)

1. 内 容

ご希望の方は、身体障がい者手帳または療養手帳をご持参いただき「青い鳥郵便葉書配布申込書」に必要事項をご記入のうえ、お近くの郵便局にお申込みください。

2. 申し込み

配布の対象となる方

- 重度の身体障がい者、1級または2級の方
- 重度の知的障がい者、療養手帳に「A」または1度、2度の表記がある方

配布する葉書及び枚数

お一人につき次の葉書の中からいずれか1種類を20枚

- 通常郵便葉書(無地、インクジェット紙またはくぼみ入り)
- 通常郵便葉書胡蝶蘭(無地またはインクジェット紙)

受付期間(2023年の場合)

- 2023年4月3日から5月31日まで※お渡しは、2023年4月20日以降となります。

6 NHK放送受信料の免除内容

1. 内 容

「日本放送協会放送受信料免除基準」に該当する場合は、放送受信料の全額または半額が免除となります。免除申請書をNHKに提出いただき、NHKが受理した月から、免除の事由が消滅した月まで放送受信料は免除となります。詳しい免除の対象や申請方法については、NHKにお問い合わせください。

2. 対 象

(1) 全額免除

ア 公的扶助受給者：生活保護法に規定する扶助を受けている場合。ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に規定する入所者に対する療養もしくは親族に対する援護を受けている場合。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等

及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている場合

- イ 市町村民税非課税の身体障害者：身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の場合
- ウ 市町村民税非課税の知的障害者：所得税法または地方税法に規定する障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により知的障害者と判定された方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の場合
- エ 市町村民税非課税の精神障害者：精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の場合
- オ 社会福祉施設等入所者：社会福祉法に規定する社会福祉事業を行なう施設または事業所に入所されている場合
- カ 年間年収が一定額以下等の別住居の学生：親元などから離れて暮らしており、以下のいずれかにあてはまる学生
 - 健康保険等の被扶養者である場合
 - 国民健康保険の修学特例対象の場合
 - 経済的理由の選考基準がある奨学金を受給している場合
 - 経済的理由の選考基準がある授業料免除制度の適用を受けている場合
 - 年間収入が130万円以下の場合
 - 国民年金保険料の学生納付特例対象の場合
 - 親元などが市町村民税（特別区民税含む）非課税の場合
 - 親元などが公的扶助受給世帯の場合

※奨学金受給・授業料免除、年間収入が130万円以下、国民年金保険料の学生納付特例の対象の学生には、親元など生計をともにする方がいない学生を含む

(2) 半額免除

- ア 視覚・聴覚障害者：視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合
- イ 重度の身体障害者：身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級または2級）の方が、世帯主で受信契約者の場合
- ウ 重度の知的障害者：所得税法または地方税法に規定する特別障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により重度の知的障害者と判定された方が、世帯主で受信契約者の場合

- エ 重度の精神障害者：精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級）の方が、世帯主で受信契約者の場合
- オ 重度の戦傷病者：戦傷病者手帳をお持ちで、障害程度が特別項症から第1款症の方が、世帯主で受信契約者の場合

7 NTT104電話番号案内の無料措置（ふれあい案内）

1. 内容

NTT電話番号案内（104）料金が免除される。

2. 対象

（1）身体障害者手帳をお持ちの方で、次の障がいのある人

ア 視覚障がい：1～6級

イ 肢体不自由

（上肢）（体幹）（乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）：1～2級

ウ 聴覚障がい：2級、3級、4級、6級

エ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい：3級、4級

（2）療育手帳をお持ちの方

（3）精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

（4）戦傷病者手帳をお持ちの方で、次の障がいのある人

ア 視力の障がい：特別項症～第6項症

イ 上肢の障がい：特別項症～第2項症

ウ 聴覚障がい：第2項症、第4項症

エ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい：第1項症、第2項症、第4項症

3. 問い合わせ先と申込み先

（ご利用の前にNTTへの事前登録が必要）

【お問い合わせ】NTT西日本ふれあい案内担当

TEL 0120-104-174

FAX 0120-104-134

※FAXによるお問い合わせに関する注意事項

お客様のお名前と連絡先FAX番号を記載し、送信してください。

【受付時間】午前9時～午後5時

（土・日・祝/年末年始を除く）

※ふれあい案内の利用については、NTT西日本及びNTTの104をご利用いただける通信業者の回線（携帯電話含む）から、104をダイヤルした場合が対象となります。

8 点字通信教育（日本語基礎/応用・英語・音楽）

-新規募集休止中

1. 内容

視覚障害者の福祉を増進するため点字者を養成する通信教育。

2. 対象

視覚障害者の福祉に理解と熱意を有する者。

3. 費用負担（調整中）

4. 窓 口

社会福祉法人視覚障害者支援総合センター

〒167-0034

東京都杉並区桃井4-4-3スカイコート西荻窪2

TEL 03-5310-5051

FAX 03-5310-5053

5. 根拠法令・通知

点字通信教育要綱

9 点訳奉仕員養成事業

1. 内容

視覚障がいのある人の福祉を増進するため点訳奉仕員を養成する事業。（福岡県は「点訳・朗読奉仕員養成研修事業」として実施）

2. 対象

視覚障がいのある人の福祉に理解と熱意を有する者

3. 窓 口

福 岡 県 社会福祉法人福岡県盲人協会

福岡点字図書館

福岡県障害者社会参加推進センター

北九州市 北九州市立点字図書館

福 岡 市 福岡市立点字図書館

TEL 092-852-0555

各市町村窓口【119～124頁 No.32参照】

10 朗読奉仕員養成事業

1. 内容

視覚障がいのある方の福祉を増進するため朗読奉仕員を養成する事業。（福岡県は「点訳・朗読奉仕員養成・研修事業」として実施）

2. 対象

視覚障がいのある方の福祉に理解と熱意を有する者

3. 窓 口

福 岡 県 社会福祉法人福岡県盲人協会

福岡点字図書館

福岡県障害者社会参加推進センター

北九州市 北九州市立点字図書館

福 岡 市 福岡市立点字図書館

TEL 092-852-0555

各市町村窓口【119～124頁 No.33参照】

11 手話奉仕員・手話通訳者養成事業

1. 内容

聴覚障がいのある方の福祉を増進するため手話奉仕員及び手話通訳者を養成する事業。

2. 対象

聴覚障がいのある方の福祉に理解と熱意を有する者

3. 窓 口

福岡県 福岡県手話の会連合会
福岡県障害者社会参加推進センター
北九州市 特定非営利活動法人北九州市聴覚障害者協会
福岡市 福岡市聴覚障がい者情報センター
各市町村窓口【119～124頁 No.12参照】

12 要約筆記者養成事業

1. 内 容

手話習得の困難な中途失聴者、難聴者の福祉を増進するため要約筆記者を養成する事業。

2. 対 象

聴覚障がいのある方の福祉に理解と熱意を有する者

3. 窓 口

福岡県 社会福祉法人福岡県聴覚障害者協会
福岡県障害者社会参加推進センター
北九州市 北九州市立東部障害者福祉会館
福岡市 福岡市聴覚障がい者情報センター

13 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

1. 内 容

聴覚・言語機能・音声機能その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がいのある方等その他の日常生活を営むのに支障がある障がいのある方等とその他の者との意思疎通を支援するために、意思疎通支援を行うものを派遣し、円滑なコミュニケーションを図ることにより、自立と社会参加の促進に資する事業。

2. 対 象

聴覚障がいのある方又は聴覚障がいのある方等とコミュニケーションを図る必要のある者及び団体

3. 窓 口

福岡県 福岡県手話の会連合会
福岡県障害者社会参加推進センター
北九州市 北九州市立聴覚障害者情報センター（手話通訳者派遣）
北九州市立東部障害者福祉会館（要約筆記者派遣）
福岡市 福岡市聴覚障がい者情報センター
各市町村窓口【119～124頁 No.8, 9参照】

14 手話通訳者派遣ネットワーク事業

1. 内 容

手話通訳を必要とする聴覚障がいのある人が県外の目的地において手話通訳が必要な場合及び他県から県内へ手話通訳の依頼を受けた場合に、手話通訳者の連絡調整を行い派遣するもの。

2. 対 象

聴覚障がいのある人等又は聴覚障がいのある人等とコミ

ュニケーションを図る必要のある者及び団体

3. 費用負担

- (1) 県外の手話通訳者を利用した場合は、他県において定められた額及び交通費
- (2) 県外から県内の手話通訳者を利用した場合は、当県において定められた額及び交通費

4. 窓 口

福岡県手話の会連合会
福岡県障害者社会参加推進センター

15 選挙に関わる手話通訳者派遣

1. 内 容

公職選挙（参議院選挙・衆議院選挙・衆議院議員比例代表選挙・県知事・県議会議員選挙）において、選挙期間中、政党や選挙人の依頼により、手話通訳者を派遣する。（政見放送・個人演説会等）

2. 実施主体

社会福祉法人福岡県聴覚障害者協会

3. 利用料

- ・個人演説会決起集会
1人あたり15,000円と交通費実費
- ・政見放送手話挿入
収録時間により異なる

4. 申請方法

手話通訳者派遣を希望する、政党または選挙人は、当協会へ電話または、FAXでご連絡いただき、所定の申込書に必要事項を記入して、FAXで申し込む。

5. 窓 口

社会福祉法人福岡県聴覚障害者協会
対応時間 9:00～17:00（選挙期間中 毎日）
〒816-0804
春日市原町3丁目1番地7 クローバープラザ内3階
TEL 092-582-2414
FAX 092-582-2419

6. 根拠法令

公職選挙法

16 盲ろう者通訳・介助員派遣事業

1. 内 容

盲ろう者（視覚と聴覚及び音声または言語機能障がいがある重複している身体障がいのある方）が社会参加するため必要な移動介助及びコミュニケーション支援をする盲ろう者通訳・介助員を派遣する事業。

2. 対 象

盲ろう者で、身体障害者手帳の1級及び2級所持者

3. 窓 口

公益財団法人福岡県身体障害者福祉協会

福岡県障害者社会参加推進センター
 北九州市立聴覚障害者情報センター
 〒806-0021
 北九州市八幡西区黒崎 3-15-3 コムシティ 5 階
 TEL 093-645-1216
 FAX 093-645-3335
 福岡市聴覚障がい者情報センター
 〒810-0062
 福岡市中央区荒戸 3-3-39
 福岡市市民福祉プラザ3F
 TEL 092-718-1723
 FAX 092-718-1710

17 盲ろう者通訳・介助員養成研修事業

1. 内容

盲ろう者(視覚と聴覚及び音声又は言語機能障がい)が重複している身体障がいのある人が社会参加をするために必要な移動介助及びコミュニケーション支援をする盲ろう者通訳・介助員を養成する事業

2. 対象

受講終了後、通訳・介助員として福岡県盲ろう者通訳・介助員派遣事業に登録し活動ができる者

手話、点訳、朗読及びガイドヘルパー等に従事している者及び実施主体が認めた者

3. 窓口

公益財団法人福岡県身体障害者福祉協会
 福岡県障害者社会参加推進センター

18 障がい者ITサポート事業

1. 内容

(1) パソコンボランティア派遣

移動困難な在宅の障がいのある人に対し、ITサポート(パソコンボランティア)を派遣し、パソコンの環境設定や操作技術を支援する。

(2) ITサポート養成講習会

ITサポートを養成する。

(3) ITサポートスキルアップ研修会

登録ITサポートのスキルアップを図る。

(4) パソコン教室

移動可能な障がいのある人に対し、パソコン教室を開催。

2. 対象

(1) 県内在住(北九州市在住を除く)で在宅の重度身体障がいのある人(原則として視覚障がいのある人、肢体不自由者)

(2) 障がいのある人の支援に意欲があり、ITサポートとして活動可能な者

(3) 登録ITサポート

(4) 県内在住(北九州市在住を除く)で身体障害者手帳をお持ちの方

3. 窓口

公益財団法人福岡県身体障害者福祉協会
 福岡県障害者社会参加推進センター

19 主な障がい者関係放送番組

(令和5年6月現在)

	放送局	タイトル
テレビ	NHK Eテレ	NHK手話ニュース
		NHK手話ニュース845
		週刊手話ニュース
		こども手話ウィークリー
		みんなの手話
		ハートネットTV
		バリバラ
		手話マナー
ラジオ	NHKラジオ第2	視覚障害ナビ・ラジオ
		社会福祉セミナー

※番組編成の変更の可能性があります。

最新の情報は、NHK福祉情報サイト

(<http://www.nhk.or.jp/heart-net/program/>)でご確認ください。

20 JBS 日本福祉放送による情報支援事業

1. 内容

(1) 視覚障害者向け専用ラジオ放送

全国の視覚障害者に向けて、複数メディアで、視覚障害者が必要とする情報を番組にして配信。

【媒体】

インターネット放送 (<http://www.jbs.or.jp>)

CS衛星放送 (SOUND PLANET K-08ch)

ケーブルシステム (USEN 440 K-08ch)

(2) 図書事業

録音図書の製作・貸出。月刊誌『文芸春秋』音声版を製作し、全国の点字図書館ならびに公共図書館を経由して郵送による貸し出しと、日本点字図書館との連携により「サピエ」にアップしている。

2. 実施主体

社会福祉法人 視覚障害者文化振興協会

3. 対象者

全国の視覚障害者

4. 利用者負担金

インターネット放送の入会金・番組聴取料は無料です。

5. 窓 口

JBS 日本福祉放送

〒534-0026 大阪市都島区網島町4-12

TEL 06-4801-7400

FAX 06-4801-7401

21 点字による即時情報ネットワーク

1. 内 容

新聞等による最新の情報を点訳し配布すると共に、インターネットを介して提供する制度。

2. 対 象

日常生活において必要な情報が点字によらなければ得られない視覚障がいのある人

3. 窓 口

社会福祉法人福岡県盲人協会

福岡点字図書館

福岡県障害者社会参加推進センター

22 「点字ふくおか」の発行

1. 内 容

県の魅力、県政の動き、お知らせ、地域の話題などを中心に点字による広報紙を発行している。

年4回発行

2. 実施主体

福岡県総務部県民情報広報課、社会福祉法人福岡県盲人協会

3. 対 象

視覚に障がいのある人で配布を希望する人

4. 費用負担

無料

5. 窓 口

福岡県総務部県民情報広報課、社会福祉法人福岡県盲人協会

※点字広報等について

各市町村窓口【119～124頁 No.29参照】

23 「福岡県だより」(録音版)

1. 内 容

各戸配布広報紙「福岡県だより」の内容を録音した音声CD版とCDデジター版を配布している。

2. 実施主体

福岡県総務部県民情報広報課、社会福祉法人福岡県盲人協会

3. 対 象

視覚に障がいのある人で配布を希望する人

4. 費用負担

無料

5. 窓 口

福岡県総務部県民情報広報課、社会福祉法人福岡県盲人協会

※声の広報等について

各市町村窓口【119～124頁 No.31参照】

24 「福岡県だより」(音声コード版)

1. 内 容

各戸配布広報紙「福岡県だより」の内容を音声コード化し、音声コード読上機器を有する県出先機関や市町役場などに配布している。

2. 実施主体

福岡県総務部県民情報広報課

3. 対 象

視覚に障がいのある人で配布を希望する人

4. 費用負担

無料

5. 窓 口

福岡県総務部県民情報広報課

25 「福岡県だより」(点字版)

1. 内 容

各戸配布広報紙「福岡県だより」の内容を点訳して配布している。

2. 実施主体

福岡県総務部県民情報広報課、社会福祉法人福岡県盲人協会

3. 対 象

視覚に障がいのある人で配布を希望する人

4. 費用負担

無料

5. 窓 口

福岡県総務部県民情報広報課、社会福祉法人福岡県盲人協会

※点字広報等について

各市町村窓口【119～124頁 No.29参照】

26 県政のしおり(音声コード付)

1. 内 容

県庁見学者向けに県のすがたや施策・事業などを紹介するパンフレット「県政のしおり」を発行している。(年1回)

2. 実施主体

福岡県総務部県民情報広報課

3. 対 象

一般県民(視覚に障がいのある人)

4. 費用負担

無料

5. 窓 口

福岡県総務部県民情報広報課

27 わたしたちの福岡県（音声コード付）

1. 内 容

小学生向けに県の歴史や産業、仕事内容等を紹介するパンフレット「わたしたちの福岡県」を発行している。（年1回）

2. 実施主体

福岡県総務部県民情報広報課

3. 対 象

小学生（視覚に障がいのある人）

4. 費用負担

無料

5. 窓 口

福岡県総務部県民情報広報課

28 字幕付き広報テレビ番組

1. 内 容（令和5年度）

タイトル	放送局	時間帯
優&舞の 知っとク！ふくおか	FBS	毎週土曜日 11:35～11:40

いずれも、クローズドキャプション

2. 実施主体

福岡県総務部県民情報広報課

3. 対 象

聴覚に障がいのある人

4. 費用負担

無料

5. 窓 口

福岡県総務部県民情報広報課

29 知事記者会見の手話通訳及び知事記者会見の字幕付与

1. 内 容

知事記者会見に手話通訳の導入及び字幕を付与し、動画配信サイト「ふくおかインターネットテレビ」YouTubeにおいて、配信している。

2. 実施主体

福岡県総務部県民情報広報課

3. 対 象

聴覚に障がいのある人

4. 費用負担

無料

5. 窓 口

福岡県総務部県民情報広報課

30 携帯電話の基本使用料と各種サービス月額使用料等の減免

◆ NTT ドコモの減免（ハーティ割引）

1. 内容

（1）割引内容

携帯電話の基本使用料や各種サービスの月額使用料の割引など。

- 毎月の携帯電話の基本使用料が割引
- 「spモード」や留守番電話などの月額使用料が60%割引
- テレビ電話通信料が割引
- 「新規契約」「名義変更」「機種変更」「契約変更」の各種お手続きの手数料が無料
- スマホやタブレットの初期設定をドコモショップスタッフがサポートする、「初期設定サポート」が無料
- 電話番号案内「104」への通話料・番号案内料が無料

（2）対象となる料金プラン

下記の、5G・Xi（クロッシィ）・FOMAの全料金プランが割引対象。

- 5G対応プラン（5Gギガホ プレミア、5Gギガホ、5Gギガライト、5Gデータプラス）
- Xi対応プラン（ギガホ プレミア、ギガホ、ギガライト、ケータイプラン、データプラス、キッズケータイプラン）の定期契約なしプラン
- はじめてスマホプランの定期契約なしプラン など。

※その他の料金プランについては、ドコモ公式ホームページをご確認ください。

<https://www.docomo.ne.jp/charge/hearty/>

2. 制 限

交付を受けているご本人が契約者名義またはご利用者として登録されている方で、お一人さま1回線のみ割引を適用。

3. 対象となるお客さま

下記のいずれかの交付を受けており、利用者として登録されている方が対象。

- 身体障がい者手帳
（「赤い手帳」と呼ばれる場合もある）
- 療育手帳
（「愛の手帳」「緑の手帳」と呼ばれる場合もある）
- 精神障がい者保健福祉手帳
（「障がい者手帳」と呼ばれる場合もある）
- 特定疾患医療受給者証
- 特定疾患登録者証
- 特定医療費（指定難病）受給者証
※発行元により名称が異なる場合がある。

4. お申込み方法

- ドコモショップまたはd garden
- 電話での問い合わせ/申し込み（受付時間：午前9時～午後8時）
- ドコモの携帯電話からは局番なしの「151」（無料）
- 一般電話等からは0120-800-000

※他にパソコン、スマートフォン、ドコモ ケータイからも

お申込み可能。

※提供条件等は変更となる場合があります。詳しくはドコモ公式ホームページをご確認ください。

<https://www.docomo.ne.jp/charge/hearty/>

◆ ソフトバンクの携帯電話の減免（ハートフレンド割引）

1. 内容

障がいをお持ちのお客さまのコミュニケーションを豊かにし、社会参加の一助として携帯電話を幅広く利用いただけるよう、基本使用料などが割引になる「ハートフレンド割引」を提供している。

(1) ホワイトプランの場合

- 基本使用料980円/月が無料等
- パケットし放題、パケットし放題S for スマートフォンなどの下限額が0円から利用可能
- ホワイトプランのTVコール国内通話料が半額

(2) スマ放題/スマ放題ライトの場合

- 基本使用料より、一律1,700円割引
- 各種手数料無料
- 各種オプション60%割引

※詳細については、下記へお問い合わせください。

2. 制限

対象者お1人につき1回線のみとなります。

3. 対象

(1) 以下のいずれかの交付を受けている方

- 身体障害者手帳
- 療育手帳
- 精神障害者保健福祉手帳
- 特定疾患医療受給者証
- 特定疾患登録者証
- 特定医療費（指定難病）受給者証

(2) 各種プランに加入していること。

(3) 同一名義の別回線にて、ハートフレンド割引もしくはプライオリティサポートの適用がないこと。

(4) 当サービスの対象となるお客様が使用者として使用者情報が登録されていること。

4. 窓口

【受付】ソフトバンクショップ携帯電話取扱店

【電話でのお問合せ】

ソフトバンク携帯電話から 局番なしの157（無料）
一般電話等から 0800-919-0157（無料）
電話受付時間：午前9時～午後8時

◆ auの携帯電話の減免（スマイルハート割引）

1. 内容

対象のお客さまの基本使用料や通話料等が割引になります。

2. 制限

一人様一回線のみ契約可能

3. 対象

以下のいずれかの交付を受けている方

- 身体障害者手帳
- 療育手帳
- 精神障害者保健福祉手帳
- 特定疾患医療受給者証
- 特定疾患登録者証
- 特定医療費（指定難病）受給者証

4. 必要書類

上記書類のいずれか（新規ご契約の場合は住所の記載のあるもの）の原本

5. 割引対象

- 基本使用料
- 国内通話料：[au携帯電話・一般電話宛] 50%割引
[他社携帯電話・PHS宛] 20%割引
※「スーパーカケホ」「スーパーカケホ（ケータイ）」は通話割引の対象外です。その他通話オプションも対象外となることがあります。詳しくはau ショップ/au Style/トヨタ au 取扱店/au 取扱店にてご確認ください。
- SMS（Cメール）送信料：
[au携帯電話宛] 50%割引
[他社携帯電話・PHS宛] 20%割引

6. 窓口

【受付】

au ショップ、au Style、トヨタ au 取扱店、au 取扱店

【電話でのお問合せ】

au携帯電話から 局番なしの157（無料）
au以外の携帯電話・一般電話から
0077-7-111（無料）

電話受付時間：年中無休

オペレーター対応9：00～20：00